

表3 本会出版物(技術研究報告以外)に掲載された論文等の著作権の利用申請基準

<利用にあたっての基本方針>

以下の表は、①発行後による利用であること、②非営利目的による利用であること、③本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であること、を前提とする。  
 営利目的の場合は、すべて利用申請が必要。営利目的の場合の可否については本会著作権管理委員会において審議する。  
 また著作権法(第30条(私的使用のための複製)、32条(引用)、35条(教育機関における複製)など)で認められている利用の範囲であれば、いずれの場合も利用申請は不要である。

事例	申請者	利用対象	利用先媒体	学会への書面による 利用申請	和・英論文誌		会誌、大会講演論文集等	
					利用可能時期	不要であること条件	利用可能時期	不要であること条件
1	著作者	自分の論文全文	自分個人のサーバ(注1)、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体	右記の条件を満たせば 不要(注5)	発行後	A,B,C,E(注5)	発行後	A,B,C(注5)
2			所属機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体		発行日から6か月後			
3			紙版(注2)		権利表示と出所の明示を すれば不要(注5)			
4		自分の論文の 一部(図面など)	自分個人のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体	権利表示と出所の明示を すれば不要(注5)	発行後(注4)	発行後(注4)		
5			所属機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体					
6			紙版(注3)					
7	著作者の所属機関	著作者の論文全文	所属機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体	右記の条件を満たせば 不要	発行日から6か月後	A,B,C,D,E	発行後	A,B,C,D
8			紙版(注3)		発行後	A,C,D		A,C,D
9		著作者の論文の 一部(図面など)	所属機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体		発行後	A,C,D		A,C,D
10			紙版(注3)					
11	著作者または著作者の 所属機関以外の第三者	論文全文	自機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体	要	発行日から6か月後	A,B,C,D,E,F	発行後	A,B,C,D,F(注6)
12			紙版(注3)		発行後	A,C,D,F		A,C,D,F
13		論文の一部 (図面など)	自機関のサーバ、 CD-ROM、DVDなどの電子的媒体		発行日から6か月後	A,C,D,F		A,C,D,F(注6)
14			紙版(注3)		発行後	A,C,D,F		A,C,D,F

条件A 権利表示(例 copyright©2008 IEICE)

条件B 出版社版PDF(発行された紙版をスキャンで作成したもの含)の掲載。著者最終版は不可。

条件C 出所の明示(例 著作者名、書名(題号)、雑誌名、巻、号、頁、発行年など)

条件D 著作者の了解

条件E IEICE Transactions Online トップページへのリンク

条件F 許諾番号の表示

注1: 自分個人のサーバ: 著作者がアップロードや削除を他の人の同意なしに行えるサーバ。大学研究室や企業の研究室のサーバは機関のサーバとみなす。

注2: 事例3の紙版とは、コピー機による複写利用を指す。他学会の雑誌に掲載するといった場合は要申請。

注3: 事例6、8、10、12、14の場合については、コピー機による複写利用及び他誌への掲載利用も含む。

注4: 事例4、5、6の場合については、発行前のもので許諾することがある。

注5: 事例1~6で、論文を共同執筆の場合、利用後にトラブルが発生しないよう著作者間での連絡をお願いしたい。

注6: 会誌並びに大会講演論文集については、それぞれ法人用DVD、CD-ROMを発行している。それらを購入の上同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、機関においてローカルPC上での利用、またはネットワーク(LAN)上でのファイル共有による閲覧が可能。